

都道府県知事 殿

建設省住宅局長

建築士の処分等について（通知）

「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年6月12日法律第100号）の一部が本年5月1日から施行され、また、建築規制の実効性を確保するため「建築物安全安心推進計画」（平成11年4月6日建設省住指発第163号）を通知したところであるが、これらを受け建築士の懲戒処分（以下「処分」という。）の強化を図るべく、下記のとおり処分基準を定めたので、通知する。

記

1 基本方針

建築士の業務の適正を確保するため、建築士が、建築士法第10条第1項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分等（処分及び文書注意をいう。）を行うこと。

2 建築士の懲戒処分等の基準

建築士の処分等の内容の決定は、別表第1に従い行うこと。

なお、過去に処分等を受けている場合は、別表第2に従って、別表第1に従い決定した処分等を加重すること。

3 処分等に伴う措置

(1) 業務停止の処分を行った場合は、処分期間満了まで建築士の免許証を領置すること。

(2) 免許取消の処分を行った場合は、建築士の登録を抹消し、免許証を返納させること。

(3) 建築士に対して免許取消又は業務停止の処分を行った場合は、当該処分に対する違反がないよう監視し、違反があったときは、さらに処分・告発すること。

4 報告等

- (1) 処分等を行った場合は、処分等を受けた建築士の氏名、住所、登録番号、処分等の理由及び種別（業務の停止の場合は、その期間を含む。）、聴聞内容その他参考事項を報告すること。
- (2) 建築士が建築士法第10条第1項に掲げる事由に該当する場合又はその疑いがある場合は、その者の氏名、住所、登録番号及び事実の概要その他の参考資料を、それぞれの免許権者に通知すること。

なお、この旨を貴管下特定行政庁にも通知すること。

附 則

昭和59年12月13日建設省住指発第467号は、廃止する。ただし、この通達の施行の日以前に建築士審査会の同意を得て、処分内容の確定しているものについては、なお従前の例による。

- 2 「建築士事務所の処分等について」（昭和60年1月26日建設省住指発第44号）の別表第1の処分等の基準欄中「建築士の懲戒処分等の基準別表第1の「禁錮以上の刑に処せられたとき。」に準じた処分」を「建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分」に、「建築士の懲戒処分等の基準別表第1の「建築関係法令に違反したとき。」の「罰金の刑に処せられなかったとき。」に準じた処分」を「建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分」にそれぞれ改める。

別表第1 処分等の基準

(1)	禁錮以上の刑に処せられたとき (建築士法第10条第1項第1号)	表1による。 ただし、(2)に該当する行為をしたことにより、禁錮以上の刑に処せられたときは、(2)に基づく処分についても併せて検討し、表1に基づく処分より重い場合は、(2)に基づく処分を適用する。
(2)	建築関係法令に違反したとき 又は 業務に関して不誠実な行為をしたとき (建築士法第10条第1項第2号 又は第3号)	表2の懲戒事由に記載した行為に対応する処分ランクを基本に、表3に規定する情状に応じた加減を行ってランクを決定し、表4に従い処分内容を決定する。 ただし、当該行為が故意によるものであり、それにより、建築物の倒壊・破損等が生じたとき又は人の死傷が生じたとき（以下「結果が重大なとき」という。）は、業務停止6月以上又は免許取消の処分とし、当該行為が過失によるものであり、結果が重大なときは、業務停止3月以上又は免許取消の処分とする。

表1

禁錮以上の刑に処せられた者の処分基準

行為の区分	処分基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築関係法令違反 ・ 建築士の業務上の行為 ・ 建築行政の執行上の行為または、それに関係する行為 	<p>執行猶予なし 刑期の2倍の期間の業務停止（刑期の2倍の期間が1年を超えるときは、免許取消とし、6月を下回るときは、6月とする。）</p> <p>執行猶予あり 刑期の3分の1の期間の業務停止（刑期の3分の1の期間が6月を下回るときは、6月とする。）</p>
<p>上記以外の行為</p>	<p>執行猶予なし 刑期と同期間の業務停止（その期間が1年を超えるときは、免許取消とする。）</p> <p>執行猶予あり 刑期の6分の1の期間の業務停止</p>

- (注) 1 「建築関係法令違反」とは、例えば、建築士が建築主あるいは施工者として建築関係法令に違反した場合のように、建築士が建築士としての業務外で建築関係法令に違反した場合を含む。
- 2 「建築士の業務上の行為」は、建築士の業務に密接に関連した行為に限るものとし、例えば建築士が建築士としての営業上の目的をもって贈賄を行ったような場合は含まれるが、業務地に向かう途上での自動車事故による業務上過失致死傷等は含まない。（「上記以外の行為」として処分される。）
- 3 「建築行政の執行上の行為または、それに関係する行為」とは、例えば、建築行政（建築指導・監察業務等に係るものをいい、営繕業務等に係るものを除く。）に従事する建築士たる公務員が関係業者から収賄したような場合をいう。

※ 業務停止期間については、1月を超える場合は、原則として暦に従って計算するものとする。ただし、刑期の3分の1又は6分の1とする場合で、それぞれ3分の1又は6分の1した結果が整数の月数とならない場合は、刑期の1月を30日として刑期を日数に換算し、それぞれ3分の1又は6分の1とする。

表2

ラ ン ク 表

懲戒根拠	懲戒事由	懲 戒 事 由	関係条文	処分ランク		
建築関係法令違反 (建築士法 10条1項2号)	○建築士法違反	重	・設計及び工事監理の業務範囲の逸脱	3～3の3	6	業務停止3月
		重	・業務停止処分違反	10①	16	免許取消
			・指定試験機関の秘密保持義務違反 (指定試験機関の役職員等として)	15の7、15の17 ⑤	4	業務停止1月
		重	・違反設計	18	6	〃 3月
		重	・法に定める工事監理者の業務を行わなかった (工事監理不履行・工事監理不十分)	18	6	〃 3月
			・無断設計変更	19	4	〃 1月
			・設計図書の記名捺印不履行	20①	4	〃 1月
			・工事監理報告書の未提出、不十分記載等	20②	4	〃 1月
			・建築設備資格者の意見明示義務違反	20③	4	〃 1月
			・無登録業務	23、23の9	4	〃 1月
			・虚偽・不正事務所登録	23の2	4	〃 1月
			・事務所変更届懈怠、虚偽報告	23の5①	4	〃 1月
			・管理建築士不設置	24①	4	〃 1月
			・管理建築士事務所管理不履行	24②	4	〃 1月
			・管理建築士専任義務違反	24①	4	〃 1月
			・事務所の帳簿不作成、不保存	24の2	4	〃 1月
			・事務所標識非掲示	24の3	4	〃 1月
			・業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入	24の4	4	〃 1月
			・業務委託等の書面の交付義務違反	24の5	4	〃 1月
			重	・事務所閉鎖処分違反	26②	16
	・事務所報告、検査義務違反	26の2	4	業務停止1月		
	・建築審査会委員の不正行為	33	4	〃 1月		
	重	・建築士の名称使用、名義借り	24、34の2	6	〃 3月	
	重	・名義貸し	24、34の2	6	〃 3月	
		・その他法令違反		4～16	業務停止1月 ～免許取消	

	○建築基準法違反	重 重 重 重 重 重 重 重	・設計、工事監理規定違反 ・確認通知書等偽造又は同行使 ・無確認工事等 ・違反工事 ・無確認着工等容認 ・虚偽の確認申請等 ・工事監理者欄等虚偽記入 ・工事完了検査申請等懈怠 ・是正命令等違反 ・確認表示未揭示 ・その他法令違反	5の2 6① 6、7の3 各条項 6、7の3 6、7、7の3 6、7、7の3 7、7の3 9 89①	6 6 6 6 4 6 6 4 6 4 4～6	業務停止 3月 〃 3月 〃 3月 〃 3月 〃 1月 〃 3月 〃 3月 〃 1月 〃 3月 〃 1月 〃 3月 業務停止 1月 ～同3月
	○上記以外の建築関係法令違反		・確認対象法令違反 ・その他手続違反 ・その他実体違反		3～6 2～6 3～6	
不誠実行為 (建築士法 10条1項3号)	○不適當設計 ○依頼者の設計条件に違反 ○依頼者の指示が不適切な旨の不教示 ○契約の本旨に従って業務を執行しなかった ○業務契約の内容の説明不十分 ○建築士に対する一般的信頼を著しく損なう行為 ○その他の不誠実行為				2～4 1～4	

(注) 1 「重」は「重大な違反」であり、建築関係法令違反の中でもより重い処分が行われるべきものである。なお、「重大な違反」には、「重」と表示のあるものと同等の違反行為であり、「その他法令違反」として処分ランク6以上に相当するものを含む。

2 上表に具体の記載のない行為については、上表中の最も類似した行為の例によること。

表 3

情状等による加減表		
違反の結果	○違反行為の内容が軽微で具体的法益侵害、あるいはその発生の可能性がない場合 ○違反行為につき未遂で終わった場合	▲ 1 ランク ▲ 1 ランク
行為者の意識	○重大な悪意あるいは害意に基づく行為 ○行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合 ○過失に基づく行為であり、情状をくむべき場合	+ 3 ランク ▲ 1 ランク ▲ 1 ～ ▲ 3 ランク
行為の態様	○暴力的行為又は詐欺的行為 ○法違反の状態が長期にわたる場合 ○常習的に行っている場合	+ 3 ランク + 3 ランク + 3 ランク
是正等の対応	○積極的かつ速やかに是正（損害填補）に対応 ○是正（損害填補）に対応せず ○処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	▲ 1 ランク + 1 ランク ▲ 1 ランク
行為に対する処分	○罰金の刑に処せられた場合	+ 1 ～ 3 ランク

- (注) 1 禁錮以上の刑に処せられたときは、原則として情状等は考慮しない。
 2 情状等を加味した結果、16ランクを超える場合は16ランクとする。
 3 その他どうしても加味しなければならない情状等があるときは、上記に準じて取り扱う。
 4 過失に基づく軽減については、過失の程度に応じて軽減する。過失の程度が重い場合は軽減しないこととし、通常の過失の場合は▲ 1、軽過失の場合は▲ 2、ほとんど過失がない場合は▲ 3とする。ただし、別表2の重大な違反については、原則として過失による軽減を行わないこととする。
 5 罰金以下の刑に処せられた場合は、その処罰根拠法における罰金刑の程度に応じ加重する。
 例 建築基準法に基づく罰金刑の場合
 軽い罰金刑・・・罰金10万円 = + 1
 中程度の罰金刑・・・罰金20万円 = + 2
 重い罰金刑・・・罰金30万円 = + 3

表4

処分区分表

ランク	処 分 等
1	文書注意
2	戒告
3	業務停止1月未満
4	業務停止1月
5	業務停止2月
6	業務停止3月
7	業務停止4月
8	業務停止5月
9	業務停止6月
10	業務停止7月
11	業務停止8月
12	業務停止9月
13	業務停止10月
14	業務停止11月
15	業務停止1年
16	免許取消

※ 業務停止期間については、1月を超える場合は、原則として暦に従って計算するものとする。

1 複数の処分事由に該当する場合

- (1) 一つの行為が二つ以上の処分事由に該当する場合、又は手段若しくは結果である行為が他の処分事由に該当する場合は、最も処分等の重い行為のランクによる。
- (2) 二以上の処分等すべき行為について併せて処分等を行うときは、最も処分等の重い行為のランクに適宜加重したランクとする。ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等から、全体として一の行為と見うる場合は、単一の行為と見なしてランキングすることができる。

2 処分等の保留

次の場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

- ・ 司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合
- ・ 依頼者等の保護のため特に必要な場合
- ・ 処分に係る行為が民事訴訟中等であり、裁判等の結果を参酌する必要がある場合

3 その他

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、適正に建築士としての業務を行うなど、法遵守の状況等が伺えるような場合は、処分しないこととすることができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような事情のある場合において、行為の発覚から5年以内であるときは、この限りではない。

また、2により処分等の保留をした場合は、その保留期間を除いて5年を算定するものとする。

備考

- 1 「建築関係法令」とは、建築士法及び建築に関する他の法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定（建築士法第10条第1項第2号）をいい、建築物を建築するに当たって守らなければならない法令で、建築士法及び建築基準法の他、都市計画法、消防法、建設業法及び宅地造成規制法等の建築関係規定を指す。
- 2 「建築関係法令違反」とは、建築士の業務の遂行に当たって建築関係法令に違反する場合の他、施工者、建築主等として違反した場合及びそれらの共犯等に相当する場合を含む。

3 懲戒事由の説明

表2のランク表に列挙してあるものの説明については、次のとおりである。

なお、以下の説明中「建築士たる建築主」等の表記のある違反について、建築士が建築主等ではないが、その違反を指導・助長するなど、共犯等に相当する場合は、当該建築士について、表2の処分ランクに従い処分する。

(1) 建築士法違反

○ 設計及び工事監理の業務範囲の逸脱

二級建築士又は木造建築士が、それぞれの業務範囲を超えて設計又は工事監理をした場合

○ 業務停止処分違反

業務停止処分に反した場合

○ 指定試験機関の秘密保持義務違反

建築士である指定試験機関の役職員又はこれらであった者が、秘密を漏らし、又は不正な行為をした場合

○ 違反設計

法令又は条例の定める建築物に関する基準に違反する設計を行った場合

○ 法に定める工事監理者の業務を行わなかった（工事監理不履行・工事監理不十分）

法に定める工事監理を十分に行わず、あるいは工事が設計図書のとおりに行われていないと認めたにもかかわらず、工事施工者に注意せず、また工事施工者がこれに従わないにもかかわらず、建築主に報告しなかった場合

○ 無断設計変更

他の建築士の設計をその者の承諾なく変更したような場合

○ 設計図書の記名捺印不履行

建築士がその作成した設計図書に記名捺印しなかった場合

○ 工事監理報告書の未提出、不十分記載等

工事監理報告書を提出しなかった場合及びこれに虚偽の記入又は不十分な記入をした場合

○ 建築設備資格者の意見明示義務違反

建築設備資格者の意見を聴いたにもかかわらず、その旨設計図書、工事監理報告書等に明らかにしなかった場合

○ 無登録業務

建築士事務所の登録を受けず又は更新の登録を受けず、他人の求めに応じて報酬を得て設計、工事監理等の業務を行った場合

- **虚偽・不正事務所登録**
建築士たる登録申請者が、虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所登録を受けた場合
- **事務所変更届懈怠、虚偽報告**
建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の変更の届出を怠った場合又は虚偽の変更届を行った場合
- **管理建築士不設置**
建築士たる建築士事務所の開設者が専任の管理建築士をおこななかった場合
- **管理建築士事務所管理不履行**
専任の管理建築士が、事務所管理を行わなかったような場合
- **管理建築士専任義務違反**
管理建築士が専任義務に違反した場合
- **事務所の帳簿不作成、不保存**
建築士たる建築士事務所の開設者が、帳簿等を作成せず、又は保存しなかった場合
- **事務所標識非掲示**
建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の標識を掲示しなかった場合
- **業務実績等の書類の備え置、閲覧義務違反違反、虚偽記入**
建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の業務実績、管理建築士の実務経験等を記載した書類を備え置かず、又は閲覧をさせなかった場合
- **業務委託等の書面の交付義務違反**
建築士たる建築士事務所の開設者が、建築主から設計又は工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を建築主に交付しなかった場合である。
- **事務所閉鎖処分違反**
建築士が建築士事務所の閉鎖処分に違反した場合
- **事務所報告、検査義務違反**
建築士たる建築士事務所の開設者あるいは管理建築士が、建築士事務所に対する報告の求めに応じず、又は検査を拒んだ場合
- **建築審査会委員の不正行為**
建築士たる建築士審査会委員又は試験委員が、その事務の施行に当たって不正の行為をした場合
- **建築士の名称使用、名義借り**
二級建築士が一級建築士若しくはこれに紛らわしい名称を用いた場合又は木造建築士が一級建築士、二級建築士若しくはこれらに紛らわしい名称を用いた場合、あるいは二級建築士が実在の一級建築士の名義を名乗った場合、建築士たる建築士事務所開設者が、他の建築士の承諾を得て、あるいは無断で、当該建築士の名義を借用し、管理建築士として虚偽の登録、使用したような場合

○ **名義貸し**

建築士が、業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を、建築確認申請書等における申請代理者、設計者、工事監理者等として記載することや、建築士事務所の管理建築士として使用することを許すような場合

(2) **建築基準法違反**

○ **設計、工事監理規定違反**

建築士たる建築主あるいは施工者が、建築士の設計又は工事監理者によらなければならない工事をこれによらずにした場合

○ **確認通知書等偽造又は同行使**

建築士が、確認通知書等を偽造し、何らかの目的をもって対外的に使用した場合

○ **無確認工事等**

建築士たる建築主あるいは施工者が、無確認で工事を行った場合又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事を続行した場合

○ **違反工事**

建築士たる建築主あるいは施工者が、建築基準法令等に違反する工事を行った場合

○ **無確認着工等容認**

建築に関する手続の代理を行う建築士あるいは建築士たる工事監理者が無確認で工事が行われること又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認したような場合

○ **虚偽の確認申請等**

実際に建築する内容と異なる建築計画により確認申請をした場合や虚偽の中間検査又は完了検査を申請した場合

○ **工事監理者欄等虚偽記入**

工事監理者に就任する意思がないあるいはその意思があっても建築主と工事監理者に就任することの合意が全くないにもかかわらず、確認申請書・工事完了検査申請書等の工事監理者欄に自己の名称を記入する等、確認申請書等に虚偽の記入をした場合

○ **工事完了検査申請等懈怠**

建築士たる建築主が、工事完了検査等の申請をしなかった場合

○ **是正命令等違反**

建築士が建築主、施工者、現場管理者等として受けた是正命令・工事停止命令等に違反した場合

○ **確認表示未揭示**

建築士たる施工者が、確認の表示をしなかった場合

(3) 不誠実行為

○ **不適當設計**

建築関係法令に違反しないが、現在の建築技術の水準に照らして不適當な設計をした場合

○ **依頼者の設計条件に違反**

正当な理由がなく、依頼者の示した設計条件に違反した場合

○ **依頼者の指示が不適切な旨の不教示**

依頼者の指示が不適當であるにもかかわらず、その旨を教示しなかった場合

○ **契約の本旨に従って業務を執行しなかった**

設計、工事監理、確認申請の代理、建築物の調査・鑑定等の契約をしたにもかかわらず、これらにつき、契約の本旨に従った履行をしなかった場合

○ **業務契約の内容の説明不十分**

設計、工事監理、確認申請の代理、建築物の調査・鑑定等の契約の内容を十分に明らかにせず、問題を発生させた場合

○ **建築士に対する一般的信頼を著しく損なう行為**

建築士の業務を誠実に行わなかったことにより第三者の信頼を著しく損ない、又は損害を与えたような場合

別表第2 過去に処分等を受けている場合の扱い

過去に処分等の履歴のある者の処分等については、次の表の区分に従い、今回相当とされる処分等に加重し、別表第1の表4に従い処分内容を決する。

過去処分等 今回相当処分等		1	2	3～15	16
		文書注意	戒告	業務停止	免許取消
1	文書注意	+1ランク (+2ランク)			
2	戒告	+3ランク (+4ランク)			
3～15	業務停止				
16	免許取消	免許取消			

*1 加重した結果、16ランクを超えるものは、16ランク（免許取消）とする。

*2 過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合は、上表中の（ ）内のランク、今回相当とされる処分等に加重する。ただし、過去の処分事由が別表2の「重大な違反」に該当し、今回も同表の「重大な違反」に該当する行為をした場合は、免許取消とする。

*3 過去の処分が今回の処分事由となる行為から5年より前である場合は、処分の加重の程度を▲1ランク軽減するものとする。（よって上表中+1ランク→+0ランク、+2ランク→+1ランク、+3ランク→+2ランク、+4ランク→+3ランクとなる。）ただし、*2については、過去の処分が、5年より前であっても軽減しない。

なお、処分履歴が複数ある場合は、それぞれにつき加重されるランクを合計し、今回相当とされる処分等に加重する。
例1

4年前に文書注意		+1ランク	
2年前に戒告（今回と同様の行為を処分原因とする戒告）		+4ランク	
計		+5ランク	
	↓		
今回業務停止1月相当の行為	=	4ランク	
総計 = 今回処分	=	9ランク	= 業務停止6月

例2

3年前に別表2の「重大な違反」で業務停止3ヶ月		
今回も同表の「重大な違反」で業務停止3ヶ月相当の行為		
		免許取消